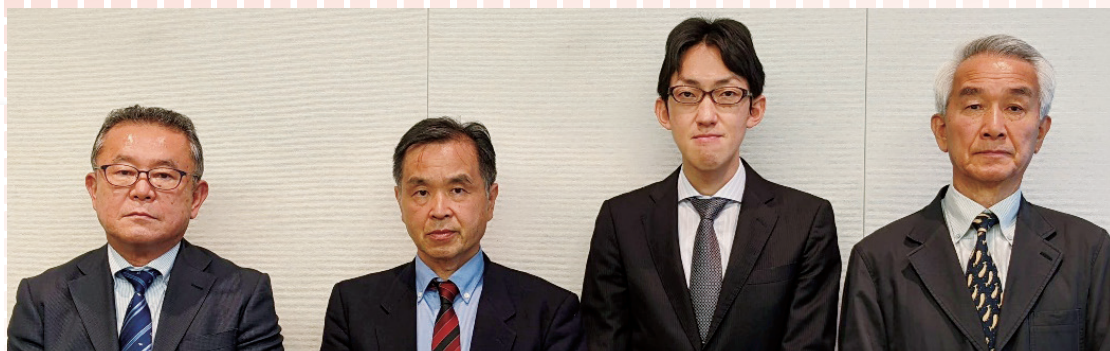


座談会

～償却資産特任講師だから話せる実務の現場から～

メンバー (一財)資産評価システム研究センター特任講師

大場 智氏 梶原 正樹氏
笹目 孝夫氏 徳本 悟氏



左より梶原氏、笹目氏、大場氏、徳本氏

はじめに

【梶原】 それでは、進行役を務めさせていただきます



ます梶原と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、この研究会に参加の皆様で償却資産って何だろうと思われる方がいらっしゃる

と思いますので、簡単に償却資産について御説明させていただきます。

固定資産税の土地・家屋につきましては、土地の税金とか家屋の税金ということで、皆様も御案内のことと思いますが、固定資産税にはもう一つ、事業のために使用されている資産、例えば、ビルの受変電設備、外構工事、植栽、駐車場の路面舗装など、あるいは、店舗ですとレジスターとか冷蔵ケース、大きいものですと船舶とか航空機など、そういったものが課税対象となっているのが償却資産になります。

特に土地・家屋につきましては、不動産登記という制度がありますので、登記をされると、登記所から市町村に通知が来て、その登記内容に基づ

いて必要な調査等を行っていますが、償却資産につきましては登記という制度がありませんので、事業者の方に地方税法において固定資産の申告義務を課しています。しかし、固定資産税における償却資産というものが事業者の方にまだ広く知られていないということと、対象となる資産の判断が結構困難なものもあって、そういうものが相まって、全ての事業者から申告いただいていないのが現状となっています。この未申告の事業者に対しまして、各市町村の償却資産担当者は、申告書の送付や現地調査などにより、申告のしようをしています。

この座談会では、我々講師は全国を飛び回っていろいろな市町村の御担当者と直接お話しする機会がありますので、その中で担当者の方から多く聞かれる事柄を座談会のテーマとさせていただきました。

1つ目は家屋と償却資産の区分方法、2つ目は近隣自治体との連携の必要性、それから、3つ目は新たな償却資産への取組は。この3つのテーマにつきまして、意見や感想を述べさせていただきます。

テーマ1：家屋と償却資産の区分は？

【梶原】 早速、1つ目の家屋と償却資産の区分方法になります。償却資産は地方税法で、土地・家屋を除く事業用の減価償却資産を課税対象としているために、固定資産税における土地・家屋として評価される以外のもので、事業の用に供されている資産が対象になります。ですから、土地との区分では、土の上に何らかの施工、例えば、駐車場にアスファルト舗装などがされていれば、その部分が償却資産の対象になります。それから、家屋との区分でいきますと、家屋の評価に含まれないものになります。ですから、一般的には建築設備の方が多くなりますが、装置や機器類で家屋評価に含まれないものが償却資産の対象となってきます。

そういう個々具体的なところでいきますと、償却資産を担当している職員でも、結構その辺の家屋と償却資産の判別が特に困難な部分があります。こういう困難な部分を工夫しながら、市町村はいろいろな事業者の方に申告のための説明をしているわけですが、実際の現場ではどの様にしているのでしょうか。

【徳本】 私は出身が千葉県の船橋市です。経験



を交えて、お話しさせていただきます。

家屋と償却資産の区分問題は、申告内容と固定資産台帳や国税の申告資料との照合や事務所を訪問

しての現地調査でも、最大の着眼点になっているところです。そこで、船橋では、家屋データと不動産所得の所得税の申告を閲覧したものと突合しながら、対象者を課税の見込みがある方約2,000人に絞って、説明の文書も入れて申告をお願いしました。

結果は、課税を見込んだ方ですので、ほとんどが追加課税ということになりました。それ自身はありがたいことだったのですがアパート所有者

との折衝の中で、「自分は土地と家屋は持っていて、それについての固定資産税は長年真面目に払ってきたんだ」と。それが別途申告を求められて課税されるという話を聞いて、びっくりされる方が非常に多かった。中にはキツネにつままれたような表情をされる方もいて、制度のわかりづらさを謝りながら丁寧に説明をさせていただきました。

こうした方の確定申告書の収支内訳書を見ると、軽量鉄骨のアパートは耐用年数何年、電気設備や給排水設備は15年、そして、アスファルト舗装は10年とか、その程度の資産区分による申告を国税のほうに提出されている方が多いわけです。この内容自体は国税においてはごく普通のこと

で、問題はないと思います。ところが、固定資産税においては、電気や給排水の設備でも、屋外の設備や家屋の評価対象には含まれていない資産については、別途申告をお願いすることになります。屋外の門や塀、そして外灯、自転車置場、そういうものも償却資産として申告いただきたいというお話をするわけですが、なかなか納得されない表情の方が多かったと記憶しています。

そこで、船橋市では、資産区分のQ & Aや償却資産に係る法令の要旨などを作りながら、出来るだけ丁寧な説明をさせていただいてきました。確かに一般の方からすると、普通にアパートを持っているだけで土地家屋以外として償却資産に税金がかかるとは思っていないので、いつも難しい問題だと感じていました。また、今でもそういう状態は続いていると思います。

【梶原】 ありがとうございます。

【大場】 それでは、私からも発言をさせていただきます。



現在、私は税理士として、事業者の立場で償却の申告実務も携わっています。また、税理士になる以前は、東京都職員と

して、都税事務所で償却資産の課税実務に携わった経験もあります。

私が都税事務所で償却資産の実務をしていた頃から感じていたことですが、いわゆる家屋は、東京都、県や市町村から評価を受けて賦課決定され、課税をされる一方で、家屋の評価を受けていない設備などについては、事業者の側から自主的に家屋以外のものを判断して償却資産として申告するという制度的な難しさを感じておりました。

償却資産の申告書を見ても、構築物、機械装置、船舶、航空機などと記載があり、構築物という項目はありますが、建物附属設備という項目はありません。経理上、建物や建物附属設備として処理された資産で、固定資産税の家屋として評価されていない償却資産についても申告対象になりますが、建物や建物附属設備とされていることで申告対象外と誤認してしまうことがあります。

このような家屋評価の対象とされていない建物附属設備は、一般的には構築物として申告するよう償却資産の申告の手引きにも記載されているのですが、市町村によっては、機械装置として申告するよう申告の手引きに記載されているところもあり、やはり分かりにくく感じます。

税理士という立場においても、償却資産の申告をする1月というのは確定申告業務の繁忙期でもあり、償却資産の検討になかなか時間を割き切れない状況があります。また、家屋の評価自体に税理士として立ち会う機会があるかという、そういった機会も通常ありませんので、それこそ償却資産の申告をして、都税事務所や市町村から償却資産の調査を受けて初めて家屋と償却資産の区分を意識する税理士も多いのではないかと思います。

経理上の話になりますが、システムを使って固定資産台帳や減価償却明細書を作成している場合、併せて、そのシステムで償却資産申告書も作成していることが多いと思われます。その場合、資産ごとに償却資産申告対象か、申告対象外か、そういったフラグを登録して、償却資産申告書と固定資産台帳が連動していきます。固定資産台

帳上も、償却資産の申告を意識して、受変電設備や外構工事、屋外の給排水設備など、資産の取得段階から分けて会計処理をすれば、申告誤りも防げると考えられますが、そこまで意識して固定資産台帳を整備できているかという、そういった事業者の方はやはり多くはないと思われます。

東京都や横浜市などでは、1,000平米以上の大規模家屋の評価の際に、償却資産の担当の方も同席し、償却資産の申告対象となる設備はこういったものだという事前の申告指導も行っていると伺っています。そういった事前の申告指導の取組を東京都や横浜市のような大きな自治体のみではなく全国的に推進していただけると、事業者の側からも、あらかじめ償却資産の申告を意識して固定資産台帳上も処理ができますので、やはり有効かと考えられます。

事前の申告指導を担当される職員の方の立場に立ってみると、申告をした後の調査とは異なり、事前の申告指導ですので、その申告指導どおりに事業者が申告するということで指導誤りが許されず、大変プレッシャーのかかる業務になるかと思われます。しかし、事後の償却資産の調査において、これは申告漏れですと指摘するより、事前にこういったものが償却資産ですと説明していただくほうが、事業者の側からの反発も少なく、協力も得られやすいのかと思いますので、そういった調査の取組も頑張って推進していただければと感じています。

【梶原】 ありがとうございます。

【笹目】 最後にちょっと加えさせていただきたいと思います。



横浜市財政局償却資産センター出身です。今、200市町村ぐらいいろいろな研修に絡んでいて、昨日は福岡で研修をやっていたんです。今日、福岡県の方もいらっしやっているようなので大変うれしいんですけども、福岡県の事例も今日は紹介いたします。先に、

大場講師が話していただきましたけれども、私、税理士会の研修にも呼ばれて話をするんですが、大場講師は、とうとうと償却資産についてしゃべれましたけれども、ほとんどの税理士は固定資産税の償却資産がよく分からない状況です。税理士の方は国税、貸借対照表の減価償却の話をし始めますが、国税と地方税はまるっきり違います。今日、テーマを3ついただいていますので、パワーポイントとしてまとめています。それを見ながら説明したいと思います。

資料1をお願いします。まず、地方税の中で、341条で償却資産の定義があります。土地及び家屋以外のですね。「以外」や「除く」が多いんですけども、この家屋という用語自体も、法律というのはきっちり区別できているんですよ。建築基準法は何と言っています？ 建築物でしょう。刑法は建造物ですよ。不動産登記法は建物ですよ。地方税は家屋と言っているんですよ。法律はそれぞれのそこでの定義があり言葉を使い分けていますからね。

次の資料2をお願いします。この2冊の本は、いろいろな自治体に買ってくださいというふうに研修では言っているんですけども、『建物認定』は登記官が教材に使っている本です。ここには、グレーな判別困難な建物は一体、どういうふうにして判断するかということが示されていて、登記官の教材読本になっています。あと、法務省の通知文なんかが記載されていますので、今日、皆さん、自治体の方がいらっしゃるようでしたら、この本はお買いになるとよろしいかと思います。

あと、それが建物と認定された時点で、今度は、その建物の中の家屋評価部分は、この『家屋評価基準解説』という本に基本的な判断基準が出ていますので、それをお読みになるといいです。私、大企業の調査も何百社と調査をさせていただきましたけれども、この本を見ながらお互いに議論することというのもありました。

まず、それが建物か判断して、次に『家屋評価基準解説』に載っているものが家屋評価になり

ます。『家屋評価基準解説』に載っていないものは、家屋評価ではないんですよ。例えばLAN配線はどうですか。窓拭き用ゴンドラはどうですか。これはいつも研修のとき、みんなに手を挙げてもらいますよ。即答できるかどうか。何が「家屋以外」の償却資産申告対象資産かを答えてもらっています。

次の資料3をお願いします。これは企業がやっている償却資産申告の仕組みです。企業はこのような決算用の固定資産台帳を利用して、企業会計の発想で償却資産申告をしています。そして、ここでの処理方法は地方税の申告のカラムのところにマークをつけた資産だけ償却資産申告がされ、自治体はその申告を受け付けているわけです。何百、何千という資産数の大企業の調査に行くときに、このような大量の資産データベースをもらって、どういうふうにして選んでいますかというのを聞いたりします。

要は、先ほど法律の言葉の話を言いましたけれども、固定資産は「家屋」でしょう。そして、不動産登記法の建物に準じているわけです。しかし、企業会計の勘定科目「建物」には細かな法的規定がないんです。不動産登記法の「定着性」「外気分断性」「用途性」のようなものがない。これが企業会計の仕組みです。つまり、企業会計で基づいた固定資産台帳に、企業の経理担当者や税理士が固定資産台帳のデータのカラムにマークを横に入れている状況なのです。そのデータベースで作成された申告書を我々は見ているというのが実務現場なのです。そうすると、じゃあ、何が先ほど言った『家屋評価基準解説』の中の「家屋」かというのは少なからず一致していない状況の償却資産申告書なのです。

次の資料4をお願いします。ここでの重要なポイントは、1つの建物は、建物評価だけではなく、建物と償却資産で成り立っていることです。だから、先ほどの選ぶところの問題でいくと、訪問調査に行くと建物、建物附属設備に全部マークが入っていないということは幾らでもあります。さあ、

皆さん、この画面の固定資産台帳の中でどれが償却資産の申告対象かぱっと分かりますか。倉庫、物置ありますよね。キュービクルはどうですか。蓄電設備はどうですか。発電設備はどうですか。私は研修で、この資料を使っていますよ。200自治体に研修に入り、そして、これでは選ぶのはどうということかということをやっています。

1つの建物には、繰り返しますけれども、家屋評価基準のものと償却資産のものでできている。要は、高压電線とかキュービクルとか、こういう家屋評価以外のものが大量に申告から抜けるんです。そうすると、あまり国税の漏れのように新聞には載りませんが、何千万、何億、1社で何億単位の追徴税額というのが発生して、私は何回か追徴課税しています。

日本の大企業の経理担当者は頭がいいですから、申告漏れ資産の発生する要因を説明すると、国税の減価償却と地方税の償却資産のロジックの違いなどの基本を、きちんと理解されます。ところが、あるとき、調査終了後に、こう言われたことがあるんです。申告漏れとする資産の指摘は理解できた。もちろん悪意の申告ではない。しかし、どのような有形固定資産が、家屋ではなく、償却資産申告対象になるのか。それを申告義務者側は、どう調べれば良いのかと。私は償却資産の調査に行って何千万とか何億とか追徴税額をすることになって、それが果たしてよかったのか、課税庁側は納税義務者に向けた情報などがあまりにも少ないのではないかとずっと心に残っていたんです。横浜市時代なんですけれども。

ちょっとその後に、分かりやすいようにまとめた本を出したので、私の名前が変わっていますから、検索すれば出てきます。そのほかに横浜市時代やったことが、すいません、次の資料5をお願いします。横浜の場合は製造業が多いので、圧倒的に何千万とか億単位の申告漏れ資産が出るのは、建物の中にある高压電線やケーブル、配電盤、蓄電設備など、あと工業用水道とか、そういうものが建物にあるというだけで申告が漏れるん

です。企業の経理担当者は建物だと思ってしまっ。建物の中にあるものは全て建物の判断なのです。建物家屋の評価基準にあるものが家屋ですから、それ以外のものは償却なんです。これは漏れるわけです。

このように大量に漏れるので、私が横浜市時代に、工業用水道とか企業調査に行くにはそういう家屋の判別が難しいもののアピールが必要だと思って、「申告の手引き」の中に入れた事例です。今、全国に、先ほど言ったように研修に入っていきますので、その判断の難しい資産部分を「申告の手引き」に書くように指導しています。

次の資料6をお願いします。これは箱根町の事例です。箱根は製造業がほとんどありません。箱根町も毎月のように税務アドバイザーとして関わっているんですけども、ここでは「申告の手引き」の中に井戸や温泉配管とか露天風呂とかこういうものが圧倒的に漏れてくるんですよ。そのような状況なので、自治体は産業の特徴は何か、それはメッセージとして皆さんの自治体は「申告の手引き」の中にそれぞれの自治体の特徴的なカラーを入れないと駄目ですよということを指導しております。

確かに家屋の評価というのは非常に難しいんです。さらに家屋評価は3年に1度見直しがかかりますから、それを見分けるのはというのは非常に難しいところがあるわけです。

その次の資料7をお願いいたします。これは東京都の例です。東京都は、償却資産と家屋の区分表というのはネット上に公開しています。公開している資料を東京都から拝借して、利用させていただきました。窓拭き用ゴンドラはどうですか。家屋評価ですか、償却資産申告ですかと私は研修のときに聞きます。窓拭き用ゴンドラは、昭和63年1月1日以前のもは償却資産なんです。それ以後は家屋に変わっているんです。普通の大きな窓拭き用ゴンドラですけども。3年に1度、評価基準のたびにこの事例のように改正されるわけです。それを東京都はきちんと公開しています。

このように自治体は自治体なりの努力をしているわけですが、非常に私はこれいい資料だと思っています。

【梶原】 申し遅れましたけれども、私は東京都出身です。この償却資産の業務を担当されている方は、東京都とか政令指定市ですと、償却資産を専任で行っているんですけれども、大部分の市町村は、どうしても他の業務とを兼務しているところが多いんです。ですから、その関係でまた担当する職員も少なく、なかなか調査とかに出ることができないところも結構あります。

そういう中で、この家屋と償却資産の区分について、事業者の方に説明するのも、家屋担当者とか他の担当者に手伝ってもらっているというところもあります。今、資料8をご覧くださいなのですが、こちらは「アパートを建てられた方へ」というチラシで、愛知県の長久手市さんが提供してくださったものになるんですけれども、これを事業者の方に説明しながら、イラストで見てもらえますので、ただ単に口頭で説明するわけではないので、対象となる資産がすごく分かりやすく出ています。

例えば、太陽光パネル、ルームエアコン、アスファルト舗装など、こういったものを家屋の事業者の方に渡して、償却資産の対象となるものはこういうものですと、ぜひ申告をお願いしますという形で説明しているチラシになります。

次の資料9ですが、こちらは横浜市の賃貸用不動産を所有されている方へのチラシということで、横浜市さんから提供していただいたものになりますが、このチラシでは、家屋との区分で、電力の引込み設備とか受変電とかそういったものが分かりやすく描かれていますので、これを家屋の評価の際とか、あるいは家屋が新築されたときに、事業者の方にお渡しして、翌年度の申告するためのお知らせを兼ねてPRができています。それと、もう一つ、償却資産を担当する職員が少ないということで、組織内の人を使おうということで、チェックシートというものを使っていますという

話を他の研修会で聞きましたので、この資料10のチェックシートというものを私が作ってみたんです。要は、土地であれ家屋であれ、外へ調査に出る職員の方にこれを持参していただいて、例えば、家が新築されて外構工事がされているよとか、あるいは、緑化施設が造園されているよとか、駐車場ができたよとかなどを、こういったチェックシートを他の償却資産以外の方で調査に出るような方に持って行っていただいて、目で確認できたものをチェックしてもらおう。それを償却担当者のほうへ回送してもらって、償却担当者は、その所有者を調べて申告書を発送することになります。このような1人ではとてもやり切れない調査の一部分をこういった組織の中での人員で補っていただくというためのものなんですけれども、これらのチラシやチェックシートを活用して、効率的に事務を行う必要があると考えます。

そこで、特に、こういったチラシとかこのチェックシートをまだ作っていないところもあると思うんですけれども、これらにつきましては、ぜひ評価センターのホームページに掲載していただいて、こういうチラシやチェックシートの準備がないところは、そこからダウンロードしていただいて使用していただければと考えます。そうすれば、少なくとも、こういった賃貸住宅、貸家といったところの事業者の方については、ある程度統一したお知らせができるのかなというところで、ぜひ評価センターには、ホームページに掲載していただきたいと思います。

【笹目】 いいですか。長久手市の資料8があるじゃないですか。これは長久手市の係長が書いたんです。いろいろな自治体の係長が意外と手で書いているんです。これうまいですから、長久手市の係長は著作を放棄していますので、使っていていいと言っていますので、ぜひお使いください。

【梶原】 ありがとうございます。長久手市さんの住所とか担当の係名と書いてあるところを、こういうものが準備ないところは、そののところに御自身の団体名あるいは連絡先を入れて使ってい

ただければ、より効率的で効果的なものができると思います。

【笹目】 パクってください。お願いします。

テーマ2：近隣自治体との連携の必要性

【梶原】 取りあえず、時間も限りがありますので、2つ目のテーマに移りたいと思います。近隣自治体との連携の必要性ということですが、実は償却資産の課税については、税理士連合会や経済界、さらには納税者からも、きちんと調査するなど公平性が担保されているかという疑義や批判が少なくありません。この現状と今後の課題について、議論をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【徳本】 船橋市で償却資産の調査を本格的に始めたのは約20年前からになります。当時、評価センターが償却資産の実務研修会を開いてくださって、それに大いに刺激を受けて、これは船橋市でもやらないといかんと思って始めたわけです。ただ当時は、調査をきちっとやっている市町村は県内でも非常に少なかったというのが実情でした。

その後、20年経っているわけですが、評

価センターでは研修会を続けながら、調査マニュアルの作成や県単位の研修会に私たち特任講師を派遣し、また、今年はオンライン研修も行うなど、市町村の調査力の向上に力を注いできています。

こうした中で、私も県主催の研修会など行かせていただいている中で、調査に着手している市町村が大変広がってきているということを実感しています。ただ、当時は周辺市町村の中で、本格的な調査を実施していたのは船橋市だけだった中で、隣の市川市さんに船橋市にも市川市にも資産を持っている事業者に合同で調査に行こうという声かけをして一緒に調査をしたことがあります。それがきっかけとなって市川市さんも単独で調査を始められました。このように近隣市町村が協力して、できれば都道府県単位で連携した取り組みが進むといいと思います。

全国的に見ると、償却資産を担当する職員は大変少なく、ざっと見て人口10万人未満の市町村では、専任者は1人もいないというのが実情だと思います。人口10万人というのは、1,700ちょっとある市町村の約250番目ぐらいですから、それから考えると、85%の市町村には償却資産の専任がいらないということです、なかなか大変な中



で頑張っているということを御理解いただけたらありがたいと思います。こうした現状にある中で、県が主導して研修会の開催や調査などの援助もしていただけるようになると、本当に助かると思っています。

【梶原】 ありがとうございます。

【大場】 では、徳本講師の発言に続けさせていただきます。特に大都市には償却資産の専任の職員の方がいて、調査のノウハウが蓄積され、償却資産の知識や調査経験などの継承が進んでいるように思われますし、私も東京都や横浜市から償却資産の調査を受けたということで、他の税理士から相談を受けることも現実にあります。一方で、やはり規模の小さい市町村では、今おっしゃられたように、土地・家屋との兼務であったり、比較的若い方の配置が多かったり、人事異動もあり、なかなかそういった知識や経験の蓄積が難しい状況です。そもそも償却資産の申告を処理して課税をすることで精一杯で、プラスアルファの調査までなかなか踏み込めないという悩みがあることは、私も研修の現場で伺っています。

ただし、税務署での法人税や所得税申告書の閲覧申請について、現在は、電子申告の場合、申告書とその添付書類がe L T A Xで確認できるというふうに変わってきています。その結果、償却資産の申告書と国税資料との照合がしやすくなっていますので、調査の効率化という部分では大いに活用できるかと思われます。

また、これも研修の中で伺った内容になりますが、一部の市町村では、国税OBの職員を任期付職員として採用し、市町村の職員の育成を進めるという取組も進んでいるとのこと。国税OBの先輩税理士には、私も日頃から実務の悩みを多々相談させていただいており、その知識や経験に本当に勉強させていただいていますが、市町村の償却資産の現場においても、そういった国税の調査ノウハウというものが浸透して、適正課税が進むことを期待しているところです。

少し話は替わりますが、複数の市町村で事業を

行っている法人や事業者の方について、我々税理士の立場としては、それぞれ市町村ごとの調査に対応しなければいけないというのがなかなか煩雑だと感じています。事業者側としても市町村ごとに顧問税理士がいるわけでもないですし、私のクライアントでも地方に支店があり、その所在する市町村から調査資料の提出依頼があった場合、郵送で対応しているというのが実情になっています。

そういった複数の事業所を持っている事業者に対して、市町村が連携して調査をできるかという点、少しハードルは高いかもしれないのですが、一部ではもう既に取り組んでいるということを知っています。例えば、本店がある市町村でまとめて調査をして、その調査結果を支店がある各市町村に通知することや、同一県内においては、県が共同調査を主導することなど、法的な枠組みも必要かもしれませんが、そういったことも本格的に検討すべきではないのかなと感じております。

償却資産の調査の取組が進んできたことで、各市町村が本格的に取り組んでいくと、事業者の側としても、調査に対応する回数がどうしても増えてきますので、当然に必要なこととはいえ、市町村ごとに1つ1つ対応するというのも効率的とは言えない部分があります。近隣自治体による連携ということを中心とした調査は、調査をする市町村の側の調査水準の平準化や効率化という観点もあると思いますが、調査を受け入れる事業者の負担軽減という観点でも、ぜひ今後の課題として検討していただきたいと感じています。

【梶原】 今、大場講師がおっしゃるとおり、償却資産を担当する職員は、市町村によって事務分担がすごく異なっているんです。例えば、土地と償却資産兼務、家屋と兼務、あるいは税務全般をやっている中に償却資産があると、そういうふうな形で業務を行っていますので、いろいろな研修会に行きますと、中には、なかなか研修会に出たくても職場を離れることができない、ですから、遠くには行けないというふうなお話も聞くんだけれども、そうなりますと、研修会に参加するこ

ともできないので、他の自治体の方と情報交換することもできません。そうなりますと償却資産自体の知識の習得も前任者から引き継いだものをそのまま次の後任者に引き継ぐことになります。そういうことで言いますと、やはり今は、新たな事業者の把握など近隣自治体との情報交換が非常に重要だと考えております。

そういうところで、どなたか御意見をいただきたいと思います。

【笹目】 資料11をご覧ください。近隣自治体の連携ということで、これは福岡の広域調査の事例なんですけれども、先進的で、とても参考にすべき事例です。このような広域連携調査の仕組みを作った事例は稀です。国なども、償却資産の調査を推奨していますが、掛け声による単独の市町村での調査推奨には、どこか無理があります。私は200市町村に絡んでいます、小さな町役場で調査をやれと言われて、急に、償却資産調査をはじめたとする。そのとき、周りの自治体が調査を実施していなかった場合、何でおまえの町役場だけが、そんなことを、やっているんだと言われ、および腰になるのです。また、地方税の場合は、自治体職員が税だけにいるわけじゃないですからインセンティブも違う。国税とまるっきり人事異動を含めた環境が違うんですよ。じゃあ、どうするかという話なんですよ。

今、大場講師も言いましたけれども、要は、申告者側からばらばらに来られたら面倒なんですよ、大企業だって。だから、まとめて行ったほうがいいんです。例えば、私、横浜市時代は区でばらばらだったんで、これは無駄だとずっと言い続けていたんです。今は横浜償却資産センターで一本化していますけれども。例えばテナントの内装が漏れていたとしたら、自分の区で漏れているところは、ほかの区も漏れているに決まっているじゃないですか。そういうのがあるから、一緒に行ったほうがいいんです。じゃあ、次はどうするかという話なんです。

昨日、私、福岡で研修をやっていたんですけれ

ども、福岡の取組は10年ぐらい前からずっと関わっているんですが、素晴らしいですよ。外国の雑誌にも紹介されていますからね。まず、福岡県は事業所を選定して、昨日も広域調査の話をしたんですけれども、県全体で調査に入るんですよ。ガソリンスタンドとかファミレスとか、いろいろな業者ありますよね。ホテルのチェーン展開しているところとか。そういうところにはばらばらに行く必要性はなくて、一緒に行けばいいんです。福岡県内のは、毎年選んで、それで広域調査と言って。じゃあ、次はこのガソリンスタンド行きますからとなったら、そこに資産を持っている自治体の人がみんなで一斉にばつと行くんですよ。

日本人は同調圧力の強い国民性だから、町役場でやれと言ったって無理ですよ。みんなでやるのが一番いいんです。それには県が主導して、このような連携して、これ福岡県は広域調査という形でやっていますよ。これは国税の広域という形で調査手法でもありますからね。税務署の枠を超えた広域のほかにも、他部門の連携、例えば、法人税と社長の所得税、相続税が一緒に入るみたいなこともありますので、私は調査手法は国税から随分学んだんですけれども、地方税は絶対こういう連携が必要ですね。

次の資料12ですが、各市町村が申告をしようとして情報を共有する。この場合はガス会社の事例です。実際いろいろなところに入って行って、かなりの効果が上がっております。

福岡が、昨日研修をやったんですけれども、この後でも御紹介しますが、先進自治体の例というのをいつも発表する場があるんです。隣の大分県は、県職員が一緒に入って、県と市町村が一緒に調査に入っています。県職員がそこに入るような形で調査に入る形に持っていけないと駄目ですね。

私、200市町村に絡んでいて分かったことは、大体、調査やりましょうと言うでしょう。そうすると、熱量のある人が現れるんですよ。その方は継続して頑張ってるでしょう。しかし数

年後、その方が異動すると元に戻るなんて事例は幾らでもあるんですよ。じゃあ、それならば、どうするかという話です。解決法の1つは、このように、県が音頭を取る。地方税法上、県は研修することになっているんですよ。私幾つかの県で呼ばれていますけれども、じゃあ日本中でやっているかといったら、やってない県のほうが圧倒的に多いんです。じゃあどうするかということを、私としては課題を突きつけられているわけですよ。

次の資料13をお願いします。これも福岡県の事例です。要は、数年で担当者が変わるんだから、申告の手引きを一緒に作ればいいんです。そうしたら、近隣の市町村で、これは筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市が連携して一緒に申告の手引きを作っています。そうすると、数年で異動しても、この中には絶対残っている人がいるんです。そのようなシステムの形のものにすればいいんです。

あと、今、いろいろな自治体で、私、評価事務取扱要領のお手伝いで入りこんでいますけれども、そのとき、研修は近隣の市町村一緒にやってくれというふうに頼んでいます。職員が結局実力をつけるということと、さらに、それを継続するシステムを構築するということはすごく重要なことです。足利市なんかでも評価要領を作っていますが、そこで分かったのは、あそこは上毛線というんですか、栃木じゃなくて群馬とのほうが近いんですよ。そうすると、群馬の人と一緒に呼んで、ブロックをつくったりするわけです。

このように県に限定せず近隣の自治体と連携していくことも1つの重要なテーマです。じゃないと、はっきり言って、やりましょうと言っても、熱量のある人は必ず日本中にいますよ。私、何人も知っていますから。そうすると、そのときだけピーク、ぱっと上がるんですが、その後、継続するかといったら、そこが次の重要なテーマです。それは県が主導して研修をやるということとともに、周りとの連携ですね。工夫をすると

ということです。ぜひそれをやっていただければというふうに思っております。

【梶原】 ありがとうございます。資料11を見て、合同調査で班長を決めて調査に入られているみたいなんですけれども、その際の班長を決める基準みたいなのは、どのようにされているんですか。

【笹目】 それは一番もめます。一番の難関はそこです。そこで最終的に決まらないときは、ジャンケンですね。ただ、話合いで一番資産を多く持っているところとか、私やりますとだんだんなりますよ。決算書とか法人税の別表の見方とか、私と一緒に全部やってあげますので。ただ、直接訪問の調査自体は私自身は調査権がないのでできませんからね。ただ、一般的に公開された情報の中の分析については、こういうところを見たほうがいいよとかいうのはやっています。

【梶原】 ありがとうございます。そうすると、班長を決めれば、大体調査の取りまとめなどをやってもらえるということになると、結構効率的な調査ができると思います。

テーマ3：新たな償却資産への取組は？

【梶原】 それでは、次に、3つ目のテーマ、新たな償却資産者への取組ということで入らせていただきます。これからの産業では、例えば、1次産業では、人力で行っていたものが無線操縦やロボット化が進み、効率的に作業を行うような新たな設備などが当然導入されてくるわけですね。また、2次産業では、より生産性を向上させるために、AIとかを活用した複合機能を備えた大型な生産設備が出てきて、さらに、無人で生産から梱包、あるいは倉庫や保管、出荷、そういったものが自動で行われてくるようになると思います。さらに、機械とか装置、こういったものについても、特に日進月歩という形でどんどん新たな機能を備えたものが出てくる。

先日も、無人化のコンビニがスタートするとい

う話がありましたけれども、そうなりますと、スーパーマーケットやコンビニ、そういうものは小売業のほとんどが仕入れから販売、商品管理を今までPOSシステムというものが代表的なもので行われているんですけれども、これらのシステムもさらに、より機能的で効率的なものがつくられてくるのかなというところなんです、そういった新たな資産の取組はどのようなものかということで進めたいと思います。

【徳本】 司会者から話があったように、新しいいろいろな機械や技術が出てきているのは事実だと思います。私が現役時代に大きく登場したのが、今では新幹線に乗っていても目立つようになってきている太陽光発電設備で、今日、風力を含めて再生可能エネルギーの設備がかなり増えてきていると感じています。そういういろいろな新しい技術や機械が出てきても、償却資産は物税であって、事業の用に供することができる有形の減価償却資産が対象になるということです。その基本は、現況に即して課税客体か否かを判断していくという基本は変わりませんので、大きな問題や困難にはならないのではないかなと思っています。

ただ、太陽光発電設備なんかでも、いわゆる自

家用と事業用の併用という形態も多いと思います。そして、中には売電している部分はごく一部ということもあるわけです。しかし、償却資産の課税においては、事業割合という考え方がないために、全額課税せざるを得ない。しかし、市町村によっては、自家用が中心で10キロワット未満であれば申告しないでいいですよと説明しているところもかなりあるように感じています。

国税の方は御案内のように、事業割合に応じて減価償却をするという扱いをしています。この事業割合という考え方に基づく扱いについては、我々の固定資産税、償却資産のほうでも採用してもいいのではないかなと個人的には感じています。新しい資産ということではないですけども。

【梶原】 ありがとうございました。

【大場】 太陽光発電設備の事業割合の問題について、法律がそうっていない以上、地方税上はどうしても事業割合で分けることはできないと思いますので、今後の法的な手当が必要かと考えられます。

少し別の観点で、よく問合せをいただくのが、既に売電している太陽光発電設備を転売用として取得した場合で、現実に売電収入がある事例です。



あくまで転売用で、棚卸資産として処理していて、固定資産ではなく減価償却していないので、申告しなくて良いのではないかなというような問合せが現実にあると伺っています。

その点に関しては総務省の取扱通知にもありますとおり、事業の用に供していない貯蔵品、商品といった本来の棚卸資産であれば当然申告対象外になりますが、現実には売電している以上、事業の用に供していますので、会社の経理が棚卸資産だからといって、申告対象外とすることはできません。やはり実態を見て、償却資産の申告対象であり、課税対象として取り扱うべきであると考えられます。

また、その他、新しい償却資産というところでは、最新のシステムやロボットなどの開発も進んでいると思いますが、その開発費がハードウェアとしての機械装置の取得価額なのか、いわゆるソフトウェア、無形固定資産の取得価額なのかといった区分の問題というのがどうしても今後増えてくるのかと思います。

実務的には、国税で、つまり法人税、所得税でどのように処理されているか、それに応じて判断すべき内容かと考えられます。国税では有形固定資産か無形固定資産かで耐用年数が多少異なるという問題はありますが、減価償却資産には変わりないので、もしかすると余程取得価額が大きくなければ、実務上そこまで大きな問題にならないのかもしれませんが、しかし、償却資産の取扱いにおいては、有形固定資産か無形固定資産かで課税客体か否かが変わりますので、その区分というのは大きな違いではないかと思います。

原則どおり、機械装置に組み込まれていて、そのソフトウェアがなければその機械が機能しないようなものであれば、その機械装置の取得価額に算入するというこれまでの考え方に沿って判断すべきと思われます。最新のシステムとかロボットについて、ソフトウェアの開発費の比重が大きくなってきますので、実態を見ながら個別判断ということにもなるかと思いますが、今後の償却資産の実務において悩ましい問題になりかねないの

かなという懸念は抱いています。

【梶原】 ありがとうございます。

【笹目】 じゃあ、続けて。次の資料14をお願いします。

この新たな償却資産の取組というのは、新たな問題を生んでいるんです、資産が生まれているということは。大体、私200ぐらいの自治体に関係していると、毎日質問が来るんです。どういう質問が来ているかということも含めて、これから御説明しますが、新たな産業が入ってくるということは、例えば、今、スマート農業の推進というのが入っています。これは総務省も推進していますので、この画面は富山県のホームページですけれども、もう農業が農業じゃないんです、もうほぼ工業化している。このようにロボットトラクター、無人のトラクターや農業用ドローン、あと、コンバインとかこういうのが入ってくるわけです。そういうものは自動車税の対象なのか、償却資産の対象なのかとか、いろいろな問題が発生してくるわけです。農業機械などが管理システムで動いているというのがまずあります。

次の資料15をお願いします。そして今、徳本講師が言いましたけれども、太陽光発電というのは、地方ではもう大きなテーマです。様々な太陽光発電ができてしまっているんです。自治体からの質問は、太陽光発電は非常に多いんですが、太陽光発電の問題というのは、償却資産の問題だけに限らないんです。その下の何を使っているか。スマート農業なんかで言えば、その下を、キノコの栽培をしましょうとか農業に使いましょうとか、この画面は農林水産省のホームページ上です。だから、償却資産だけではなくて、土地の評価も含めて連携していかないとまずいんですよ。

例えば、山の斜面を削って、そこに太陽光発電をつくったときに、雑種地の評価は何を基準して土地評価するかということが生まれていて、それこそ、土地、家屋、償却資産が、連携して実務にあたらないと、ばらばらな土地評価になってしまう。太陽光発電は太陽光発電だけの問題ではな

くなっているんです。その下の土地の評価、雑種地評価、土地の場合、非常に難しいですから、それも含めた問題が起きております。

次の資料16をお願いします。今、自治体から質問があるのは、このように太陽光発電は何も山とか農地だけじゃないんです。海の上とか、水上メガソーラーとかができてきます。じゃあ、それが海の上にできたときは、どこの市で課税するのかという質問が生まれます。あと、投資用の太陽光発電というのも出現しています。電力の固定買取制度なので、パネル1枚でどういうふうな形で利益が上がるのかというふうな形式のも出てきています。このような形で、農業に関しても、太陽光発電に関しても、新たな問題が出てきております。

次の資料17をお願いします。これは先ほど言った福岡県の事例で、福岡県が大分県を呼んでやった事例です。自動車充電器のものです。この画面のような新しい資産があります。これ経理上は何て出ていると思います？ コンセントですよ。コンセントと書いてあったら、家屋だと思ってしまうでしょう。大量に多かったの、見てくれとやったら充電器だったという例です。

次の資料18をお願いします。そして、新たな産業が、同時に何を呼んでいるかという、わがまち特例と関係していくんですよ。新たな産業というのは、ほぼほぼ、わがまち特例に関連してきます。そして、今、動きは地域決定型、わがまち特例にどんどん動いています。全国一律の特例じゃなければ困難なものは、わがまち特例に変更するというふうになっております。これの誤りが非常に多いんです。

次の資料19をお願いします。わがまち特例というのは、例えば、ゼロ以上、2分の1以下の範囲において市町村の条例で定める割合となっているものがわがまち特例です。

そして、次の資料20をお願いします。これにより、これは自治体がそれぞれの動きをせざるを得ない状況になっています。この画面、川崎市

は働き方改革で記者発表しています。ゼロとする方向で取り組むというふうになっております。

最後の資料21をお願いします。これは逗子市です。要は、わがまち特例ができたために、市税条例を改正するときに、パブリック・コメントを求めています。今、いろいろな自治体に関係していますけれども、パブコメ、逗子市の場合は市政参加条例というのがありまして、条例を改正するときには、必ずパブコメを求めなくてはいけないんですよ。多くの自治体で、このパブコメを求めているという作業も入ってきています。このように自治体の動きがどんどんばらばらに独自の条例を作り、法令をきちんと読むということが必要にならないと、課税誤りというのが多く発生するような状況も生まれております。それで、法令の読み方の研修とかもやるようになっていきます。

おわりに

【梶原】 ここまで、主に現状についていろいろ議論してきたわけですが、一方、評価センターでは、研修会等の様々な取組を行っているんですが、いまだ研修会の開催を希望する団体が多くあって、なかなかその要望に応えるだけの開催ができないのが現状なんですけれども。残りあと少しなので、皆さんそれぞれ今後の課題や御意見をお願いしたいと思います。

【徳本】 わがまち特例の話が出ましたけれども、これは小規模の市町村にとってみれば、大変な重荷だと思います。わがまち特例に限らず、非課税、特例たくさんあります。私も現役時代から感じていたのが、国の法律で市町村の独立税である固定資産税を、課税を禁止したり制限することがこんなにたくさんあっていいのだろうかという疑問に思っていましたので、原則に沿って、できるだけ簡略化してもらえたらありがたいという、そういう希望は持っています。

とりわけ、私は電車に乗るのが好きなんですけれども、どんどん地方路線が廃止される一方、

鉄道は課税標準の特例が適用されるにせよ課税だと。しかし、いろいろ経過も事情もあるんでしょうけれども、有料の高速道路が非課税のまま。現状ではですね。そういうのにも多少違和感を感じたりしていますので、そういうことも含めて、財産税としての公平、特に水平的公平が求められると私は思うんですけども、そういう観点からも、ぜひそういうところの見直しも、今後の議論になっていただければありがたいなと感じています。

【梶原】 ありがとうございます。

【大場】 全般の課題ということで、個人的な意見になりますが、償却資産の免税点の問題があります。現状、土地・家屋に比べて償却資産は、市町村ごとに課税標準額で150万円を免税点未満としていて、比較的高く設定されています。ただし、税理士会連合会としては、それをさらに、例えば300万円まで引き上げてほしいなど、そういった要請をしているというのも聞いています。

私は税理士会の役員ではないので、税理士を代表する立場では決していないのですが、あくまで実務家の1人として発言させていただきますと、課税収入への影響のバランスも当然ながら考えなければいけないものの、制度の簡素化の観点から、償却資産の制度の難しさもあり、免税点のある程度引き上げるということも有効なのかなとは思っています。

さらに、免税点未満の場合で、例えば、法人税・所得税をe-Taxによって申告している場合などは、eLTAXのデータ連携によって、市町村側で本当に免税点なのかをある程度調査もできるということもありますので、簡素化の1つのアイデアとして、免税点未満の場合、法人税、所得税の電子申告をしていることを要件に申告の省略を認めるといったことも必要なかと思っています。

また、もう少し踏み込んだ発言になるかもしれませんが、償却資産を市町村ごとに申告する方法だけではなく、例えば、同一県内であれば、事前

の届出を前提として、主たる事務所のある市町村に一括して申告する仕組みなど、そういったものも考えていくことが、制度の効率化につながるのではないかと思います。

先ほどの調査の話と少し重複しますが、例えば、同一県内で申告をまとめる仕組みがあれば、そういった事業者に対しては、県単位で調査をする仕組みも検討できるかと思いますので、制度上の今後の課題として考えていただけるとよいかと個人的には感じています。

【梶原】 ありがとうございます。

【笹目】 本当、自治体の熱量で全然違うんですよ。今、どの自治体も税収確保というのは至上命題にはなっているんです。それには、何も新しいことをやる必要ないんです。今の地方税法の中できちんと法律どおりにやればできます、特に償却資産。私が市長だったら、償却資産とふるさと納税に力を入れます。箱根町は、先ほど述べましたけれども、償却資産調査をやり始めて、入湯税と税収が逆転しましたからね。償却資産調査による公正公平の追求は、そのぐらい爆発力があるんですよ。あとは、どれだけ自治体が熱量を持ってやるかと、どれだけ自治体間が連携して継続できるかということですね。

これさえできれば、自治体は変わります。賦課課税額の数字が上がってくれば、税務行政の方向性が、がらっと変わります。皆さんのような会場参加者の市町村の方だけでなく、自治体の税務担当者の方々全員で、償却資産を進化させていただきたいですね。

【梶原】 ありがとうございます。

本日は、家屋と償却資産の区分など3つのテーマにつきまして、私たち評価センターの特任講師が償却資産の現状と今後の課題に対する取組などについて述べさせていただきました。これが市町村の皆様にとって少しでも参考になれば幸いです。どうも御清聴ありがとうございます。